

研修に関する Q&A

1. 他施設研修はどのように申し込むのですか？

本 HP を参照し、研修施設一覧表より希望研修施設を選択して、「研修申込用紙」をダウンロードしてください。「研修申込用紙」に必要事項を全て記載し、希望研修施設へ FAX にてご連絡下さい。

2. 他施設研修を申し込んだが、1 ヶ月経っても返信が来ない？

腎臓学会事務局へご連絡下さい。その際には申し込んだ「研修申込用紙」を FAX にて事務局得送付して頂きます。

3. 自施設に腎臓専門医（常勤・非常勤を問わず）や腎臓学会に 10 年以上所属する医師（常勤）が 1 人もいない

他施設研修に応募して、実施して下さい。これが難しい場合は、e-learning 研修で代用することも可能です。近日中に掲載予定ですので必要に応じてご利用下さい。

4. 受け入れ施設が見つからない場合は、腎臓学会が調整してくれるのですか？

仲介は行っておりません。ホームページ上に受け入れ可能施設とその連絡先、連絡方法を掲載していますので、ご覧のうえ個別に連絡をとってください。

5. 研修では何をしますのですか？

以下の 4 つの項目について、少なくとも各職種それぞれ 2 症例、計 10 症例の見学または指導実施を行って下さい。但し、自施設を含めたこれまでの実績により見学件数は異なります。研修が行われているものがある場合には、その分を減らして下さい結構です。

詳細は応募要件や以下の Q&A 項目をご確認下さい。

受験には総計で、「見学または指導」症例が 10 例、そして各項目の「見学または指導」が各 2 症例以上必要となります。

研修期間は施設の状況によりますが、1～2 日間を想定しています。

(1) 腎臓内科医師による保存期 CKD 患者の外来見学

(2) 看護師による保存期 CKD 患者の療法指導の見学または実施

(3) 管理栄養士による保存期 CKD 患者の栄養指導の見学または実施

(4) 薬剤師による保存期 CKD 患者の服薬指導の見学または実施

6. 以前の施設で2年以上実務経験がありますが、現在は基準を満たさない施設に所属しています。その場合は、どこで（どのように）研修・レポート作成を行えばいいですか？

お手数ですが、他施設（以前の施設が研修施設であるならそれを含む）での研修が必要になります。研修の方法はホームページおよび要件の通りです。過去の実務経験を現在の施設で証明していただくことができれば、提出する症例要約はご自身の職種以外3職種それぞれ2症例、合計6例です。実務経験の証明がない場合は、全職種計8例の症例要約が必要となります。

7. 必要症例数がわかりにくいので教えて下さい。

以下の表をご参照下さい。

	研修場所	必要とする症例要約数 (症例リストは10例記載する必要があります)	
①現在基準施設に勤務し、実務経験を満たす	自施設	自職種以外の各2例（計6例）	
②実務経験を満たさない	研修施設 e-learning	全職種各2例（計8例） 規定数のレポート提出	
③以前基準施設に2年以上勤務していたが、現在非基準施設にいる	研修施設	実務経験証明あり	自職種以外の各2例（計6例）
		実務経験証明なし	②に同じ
④所定の専門資格を保有している	全職種について研修は不要		

8. 応募要件2の備考に記載されている専門資格を持っていますが、実務経験を満たしません。この場合、他施設での研修・レポート作成が必要ですか？

研修（見学、レポート作成）は不要です。専門資格を証明する認定証をお出し下さい。

9. 他施設での研修が難しい場合、どのようにすればよいですか？

所定の手続きにしたがって、e-learning 研修を受講し、所定数のレポートを提出下さい。
更新要件の3も参照下さい。

1 0. 自施設以外でも勉強したいので、他施設で研修してみたい

是非、研修を行って下さい

1 1. 施設基準を満たす自施設で勤務しているので、医師・看護師・管理栄養士の症例は取れるのですが、薬剤師はいません。隣接する提携している院外薬局での研修・症例取得でも大丈夫でしょうか？また、研修施設リストにない、施設基準を満たす病院での研修・症例取得でも大丈夫でしょうか？

院外薬局は今回の研修の対象とはしておりません。お手数ですが、服薬指導については他施設（研修施設）で研修を行って下さい。ただ、ここでの研修施設は、要件にある実務経験の「基準施設」とは異なり、日本腎臓学会認定の研修施設に限られている点にご注意下さい。この研修施設は日本腎臓学会のホームページに掲載されております（2019年5月7日現在、全国で686施設あります）。

なお、一覧表にある研修施設は受入を公式に表明した施設です。その他の研修施設でも構いません（個別に交渉下さいますようお願いいたします）。

他施設研修が難しい場合、症例研修 e-learning を行って下さい。この場合には、規定数全てのレポートを提出する必要があります。

1 2. 現在の勤務している施設は基準施設を満たします。過去の勤務していた施設も基準施設を満たします。現在の勤務施設での経験は8ヶ月で、過去の勤務施設での経験は8年です。なお、過去の勤務施設から現在の勤務施設へ移る間にブランクはありません。通算2年以上、基準施設で勤務していますが、症例は過去の勤務先の症例でも大丈夫でしょうか？

また実務経験証明は現在の実務経験証明と過去の実務経験証明が必要なのでしょうか。

実務経験は現在の施設で証明（過去分も含めて記載）していただければ結構です。

研修（見学、レポート）に関しては、現在基準施設に勤務されているのであれば、現施設で行っていただければ結構です。

もし不足する分野があれば、他施設研修（研修施設）で補って下さい。

過去の施設へ行って研修を行っていただくことは、もしその施設が日本腎臓学会研修施設であれば構いません。

- 1 3. 医師・看護師・管理栄養士・薬剤師全て保存期 CKD 患者の外来、指導の見学となっていました。透析導入後の CKD 患者の見学、ケースレポートは対象外になるのでしょうか。

透析導入後の維持透析患者（CKD G5D；血液透析・腹膜透析いずれも）の見学、ケースレポートは、「対象外」となります。

- 1 4. 受験に必要な書類として、実務経験を証明する書類（該当するもの）、とありましたが、どのような場合に該当するのですか？

下記の 2 つの場合以外の方は全て該当しますので、実務経験を証明する書類の提出が必要となります。

- 他施設研修（研修施設）においてすべての領域の研修（見学・レポート）を実施する方
- 各職種の専門資格を保有する方

- 1 5. 「基準施設」と「研修施設」はどう違うのですか？

「基準施設」と「研修施設」とは異なります。

前者は、要件 2. 1) に記載されている施設、後者は、日本腎臓学会認定の 686 施設（2019 年 5 月 7 日現在）です（ホームページ参照）。

2019 年度より、基準施設の要件に「看護師、管理栄養士、薬剤師の 3 職種が在籍する（常勤・非常勤は問わない）」が加わりましたのでご注意ください。

したがって「研修施設」は保存期外来診療が行われていれば基準施設に該当しますが、「基準施設」には研修施設以外の施設も多く含まれます。

なお、腎臓病療養指導士のホームページに記載のある研修施設は、あくまでアンケートにご返答のあった一部の研修施設のみ掲載しています。

記載のない研修施設でも、個別に連絡を取っていただき、受け入れ可能であれば研修可能です（ホームページに研修の方法が記載されています）。